

告示

埼玉県告示第五百五十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和八年八月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和八年十一月二十四日（火）	埼玉県県民健康センター（埼玉県さいたま市浦和区仲町三―五―一）

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和八年八月二十四日（月）午前八時三十分から九月四日（金）午後十一時五十九分まで

五 試験手数料

七千五百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和九年一月八日（金）午前九時から二月八日（月）午後五時十五分まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

七 その他

身体に障害がある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課（〇四八―八三〇―三五二三）に問い合わせる。